「住宅部品表示ガイドライン」利用に関する調査報告

平成 18 年 10 月 20 日

(社)日本建材・住宅設備産業協会　　(社)リビングアメニティ協会　　キッチン・バス工業会

1．目的

標記３団体では、平成 15 年 7 月施行の建築基準法シックハウス対策に向けて、流通・施工業者、エンドユーザーに分かりやすいホルムアルデヒド発散等級を表示するための「建築基準法施行令第 20 条の 5 に基づく建築材料を使用する住宅設備・建具・収納のホルムアルデヒド発散区分に関する表示ガイドライン（略称：住宅部品表示ガイドライン）」を平成 15 年 3 月に策定しました。国土交通省の「建築基準法シックハウス対策マニュアル」などでも広く紹介をいただき、建築、住宅業界では認知された表示として、多くの住宅部品メーカーに利用いただいております。

昨今、構造計算書偽造問題、塗料 JIS 工場におけるホルムアルデヒド放散等級表示違反など、製造者や設計者による表示と実際の性能の乖離は大きな社会問題となっております。この社会情勢を踏まえて、建築基準法改正から 3 年が経過した本年、会員の利用状況の調査を行い、適切な運用の推進をはかることを目的としました。

2．結果

平成 18 年 8 月末から 9 月にかけて、標記３団体の会員を対象にファックス、E メール等によるアンケート調査を行った。有効回答数１１３社（複数団体の会員であっても重複させず１社とした）、そのうち「住宅部品表示ガイドライン」を利用している４２社の回答について、以下にまとめた。

2-1　住宅部品表示ガイドラインの利用実態

表示対象製品は図 2-1-1 のとおり、洗面化粧台、キッチン、収納、内装ドアなどが主となっている。「その他の内装」には玄関ドア、カウンターや腰壁などの造作材が挙がっていた。JIS・JAS・大臣認定だけではカバーできない複合製品の分かりやすいホルムアルデヒド発散等級の表示を目的として作られたガイドラインであるが、目的どおりの製品に表示が行われていることが確認できた。

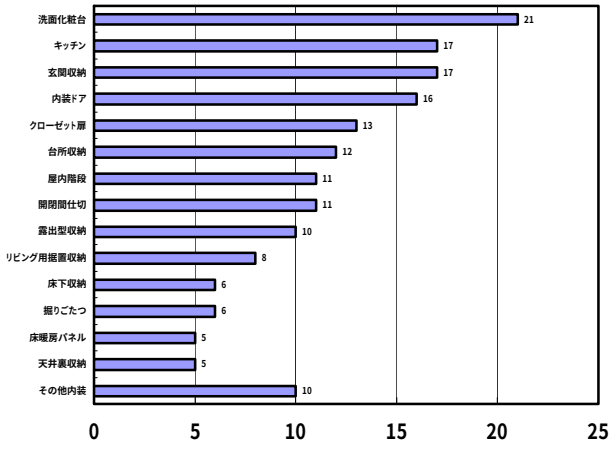

図 2-1-1 表示対象製品

また、表示を行っている媒体については、図 2-1-2 のとおりとなった。多くのユーザーの目に触れるカタログが一番多く、次いで現場での確認という点を意識して、製品本体となった。「その他」の内容としては、価格表、出荷証明書などが挙がっていた。

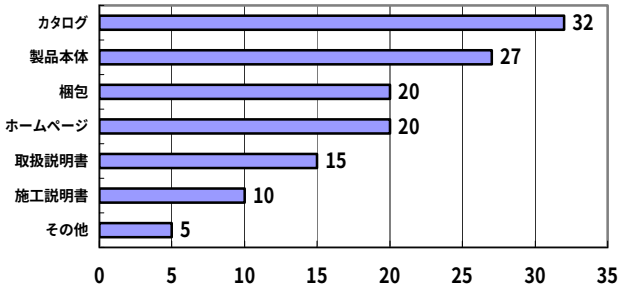

図 2-1-2 表示媒体

表示しているホルムアルデヒド発散等級は図 2-1-3 のとおり、Ｆ☆☆☆☆等級が圧倒的多数であった。建築基準法での面積制限を大きく、下地部分には使用できないＦ☆☆等級製品は皆無であった。

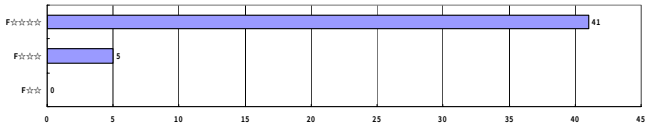

図 2-1-3 等級

2-2 構成部材の確認と管理

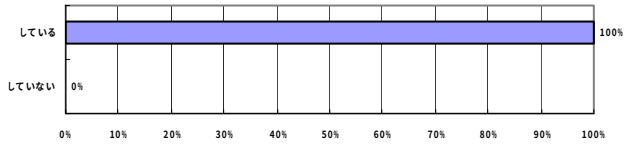

図 2-2-1 等級の確認

建築基準法シックハウス対策には、ホルムアルデヒド発散建築材料が 17 種類列記されており、それらに付いては JIS・JAS・大臣認定でホルムアルデヒド発散等級が確認されたものを使用しなければならない。「住宅部品表示ガイドライン」は、これら建築材料から構成された複合型の製品を対象としているため、構成材料がホルムアルデヒド発散建材である場合は、JIS・JAS・大臣認定の等級を、表示を行うものが確認しないと建築基準法に違反することになる。図 2-2-1 の示すとおり、すべての回答者が構成材料の JIS・JAS・大臣認定の等級確認を行っており、建築基準法は確実に遵守されていることが確認できた。

「住宅部品表示ガイドライン」は、単に構成材料の確認と表示の内容を示すだけではなく、品質管理にも踏み込んでいる。ガイドライン利用にあたっては管理規定を設けること、製品に付される製造番号などから構成材料を照合できること、左記の記録を５年間以上保管することが規定に盛り込まれている。回答者のうち、１～２割がこの点について理解が不足していることが明らかになった。企業においては担当者の異動など、ガイドラインの細目が忘れられる原因はさまざま予想できる。３団体としてはこの結果を踏まえて、会員に対して注意喚起を行い、引き続きガイドライン遵守について正しい理解をもとめて行くこととする。

2-3 住宅部品表示ガイドラインのメリットと今後の課題

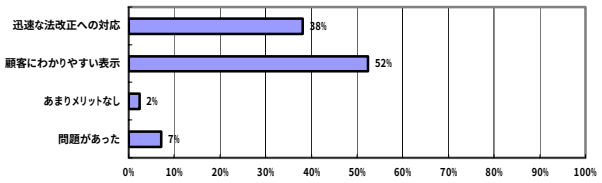

図 2-3-1 表示のメリット

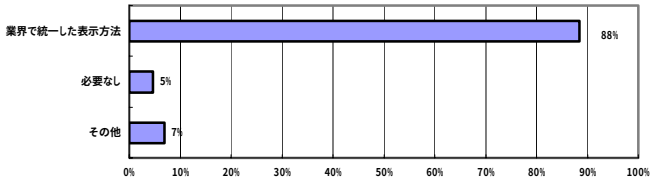

図 2-3-2 VOC 表示

それでは表示者にとって「住宅部品表示ガイドライン」はメリットがあったのだろうか。図 2-3-1 のとおり、「迅速な対応ができた」と「顧客に分かりやすい表示であった」を合わせると、９割以上の回答者がメリットを感じていることが明らかになった。「問題があった」に関しては「‘ ホルムアルデヒド発散等級がＦ☆☆☆☆＝身体への影響がない ’とお客様が誤解する」「住宅部品表示ガイドラインの表示をしていても、証明書類を要求される場合がある」というコメントであった。これは「住宅部品表示ガイドライン」だけの問題ではなく、ホルムアルデヒド発散等級の説明として練り上げていかなければならない問題点といえる。

シックハウス問題はホルムアルデヒドのみならず、VOC（揮発性有機化合物）も原因となっている。VOC に関しても「住宅部品表示ガイドライン」のような表示方法の有効性については、図 2-3-2 のとおり 9 割近くが「業界で統一した表示方法」を要望していた。「その他」での意見としては「法律で規制されてからでよい」という消極的なものも見られたが、「内容や表示対象とする化学物質を精査すべき」という表示方法の検討に踏み込んだ意見も見られた。

3. まとめ

建築基準法改正から３年が経過し、「住宅部品表示ガイドライン」は当たり前に使われる表示方法になっております。今回の調査から９割がメリットを感じており、また３団体の会員は法令を遵守していることが明らかになりました。今後も公益団体としてこのような調査を通じ、製品の普及と会員への注意喚起を行っていきます。

■　「住宅部品表示ガイドライン」本文（下記ホームページを参照ください。）

(社)日本建材・住宅設備産業協会　http://www.jkiss.or.jp/kensan/topics/2006/voc_top.htm

(社)リビングアメニティ協会　http://www.alianet.org/guide/index.html

キッチン・バス工業会　http://www.kitchen-bath.jp/